

登録に関する規定

- 第1条 本連盟に登録を希望する学校は、所定の登録用紙に必要事項を記入し、所定の登録料と共に本連盟の指定する期日までに登録しなければならない。
- 第2条 登録用紙は4部作成し、1部は本連盟に、1部は（財）日本陸上競技連盟（以下「連盟」とする）に、1部は連合に、1部は加盟校に保管する。
- 第3条 登録回数は原則として1年1回とする。
- 第4条 個人の登録は次のとおりである。
- (1) 継続登録 すでに前年度登録しており引き続いて登録する者。
 - (2) 新規登録 初めて本連盟に登録する者。
 - (3) 追加登録 新規、継続のいずれにも属さず、シーズンに入ってから登録する者。
- 第5条 加盟校の競技者は、出身都道府県、学校所在地都道府県（学校所在が2都道府県にまたがる場合は競技者が在学している学部または学科がある都道府県）または現住地都道府県のうちいずれか1つの陸連加盟団体の都道府県名を登録陸協の欄に書き入れなければならない。
- 第6条 学生競技者の陸連への登録番号は本連盟の登録番号にもってし、学生競技者カードをもって陸連加盟団体競技者カードとする。各都道府県陸上競技協会にも同じである。